

# 普通預金・貯蓄預金口座開設いただくお客さまへ

当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防ぐため、「未利用口座管理手数料」を新設し、新規に開設していただく普通預金口座および貯蓄預金口座に適用させていただくことと致しました。

## 1. 対象となる口座（以下の条件を全て満たす預金口座）

- (1) 2021年4月1日以降に新規開設された普通預金口座（無利息型および総合口座を含みます）および貯蓄預金口座
- (2) 最後のお預入れまたは払戻し（該当する預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座
- (3) 当該口座の預金残高が1万円未満の口座
- (4) 同一店舗で他のお預り金融資産（定期性預金、投資信託等）のお取引がないこと
- (5) 同一店舗でお借入がないこと

※紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

## 2. 未利用口座管理手数料

- (1) お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所あてにご案内をさせていただきます。
- (2) ご案内から3ヶ月経過後もお取引がない場合に、当金庫所定の「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）

※ご案内を差し上げて3ヶ月以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。

## 3. 口座の自動解約

- (1) 預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高および利息を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。
- (2) なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。
- (3) 自動解約の口座に公金受取口座の登録がある場合は、登録を解除させていただきます。

ご不明な点は、営業店窓口へお問い合わせください。

 遠州信用金庫

